.

会　議　結　果　報　告　書

会　議　名　称		政策会議
日　　　　　時		平成30年10月23日(火)　午後1時25分～午後2時45分
場　　　　　所		３A会議室
出席者	出　席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、市長公室長、財務部長、建設部長
	事務局	企画課長、課長代理(調整担当) 陪席:秘書課長

議題:秦野市職員の定数に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	政策部行政経営課、消防本部消防総務課
説　明　者	政策部長、行政経営課長、行政経営課課長代理(行政経営担当)、消防長、消防総務課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明 【質疑及び意見等】 Q．新東名は３２年度末に開通予定となっているが、３２年４月からの採用が必要か。 A．消防学校へ行くなどのため、１年の準備期間が必要である。 Q．消防職員は定数と配置数が同数であるが、市長部局の職員などは異なっている。なぜ違いがあるのか。 A．市長部局は最も大きな組織であり、療養休暇取得者なども含め、余裕を持った人数としているためである。
会議結果	原案了承

議題:秦野市市税条例の一部を改正することについて	
担当部課等	財務部市民税課、財務部資産税課
説　明　者	財務部長、市民税課長、市民税課課長代理(税制収納管理担当)、資産税課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明 【質疑及び意見等】 Q．種別割における法人の減免を拡充する理由は何か。

		Ａ．個人と同様、法人についても県の減免規定に合わせようとするものであり、障害福祉に係るＮＰＯ法人なども対象とするものである。 Ｑ．「自動車を使用せざるを得ない方に限って減免対象とすべき」とあるが、そのような取扱いとするのか。 Ａ．下肢に障害がある方などは全て対象としたい。一方で、すでに障害福祉課で行っている福祉タクシー利用券事業では、知的障害者のＡ１、Ａ２を対象とし、Ｂ１、Ｂ２については対象としておらず、歩行困難とは言えない方は対象から除くこととしたい。 （意見） ・減免の対象については規則規定事項であり、平成３２年４月からの運用であるので、障害福祉課の意見も聞いたうえ、慎重に対応してほしい。
	会　議　結　果	原案了承

―以上―